

勸 告	説明図表番号
<p>(4) 仮設住宅に入居している高齢者の支援</p> <p>ア 仮設住宅入居高齢者の支援の概要</p> <p>(7) 仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点づくり</p> <p>今般の東日本大震災においては、被災者に多くの高齢者が含まれており、また、阪神・淡路大震災と同様に、長期間、仮設住宅に入居している高齢者については、孤立死等の発生が懸念されていることなどから、見守りや声掛けなどの取組や健康管理等を含めた日常生活に関するきめ細かな支援が求められている。</p> <p>このため、厚生労働省では、東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災道県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを実施しており（注1）、当該道県から資金の交付を受けた市町村は、仮設住宅や借上げ住宅等に生活する高齢者等の安心した生活を支援するためのサービス拠点（以下「サポート拠点」という。）を設置している（注2）。</p> <p>（注1）平成23年度の第1次補正予算では70億円、第3次補正予算では90億円を計上している。積み増しの対象は、東北地方太平洋沖地震により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村を有する道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟及び長野）である。</p> <p>（注2）平成23年11月4日現在、全国で91か所のサポート拠点が設置されており、のうち64か所が開設されている。</p> <p>サポート拠点においては、「応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について」（平成23年4月19日付け都道府県高齢者保健福祉主観部（局）宛て老健局総務課等連名事務連絡。以下「サポート拠点等の設置に関する通知」という。）により、地域の実情に応じ、高齢者等の入居者に対する巡回・訪問、総合相談支援、デイサービス、地域交流サロン、生活支援サービス等を包括的に実施することとされている。</p> <p>このうち、巡回・訪問については、仮設住宅に入居している高齢者等が孤立することを防止する見守りや声掛け、相談の受付などを目的として行われているものであるが、新聞報道等においても、東日本大震災後の復興が進展せず、いまだ先が見えないことによる不安やストレスなどから部屋に閉じこもり、孤立する高齢者等が増加する傾向にあるとして、改めて、その重要性が指摘されている。</p> <p>また、介護、年金、就労、健康など多岐にわたる相談に応じる総合相談支援についても、相談者のニーズ及び行政課題の把握、関係機関への橋渡し等による問題の解決など、仮設住宅に入居している高齢者等が安心して日常生活を送るための重要な役割を担っている。</p> <p>これら巡回・訪問や総合相談支援を行う者として、訪問支援員やライフサポートアドバイザー（住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を実施）、相談支援専門員等が配置されている。</p>	<p>表1-(4)-①</p> <p>表1-(4)-②</p>

(イ) 高齢者等に配慮した仮設住宅の整備

厚生労働省では、仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるため、サポート拠点等の設置に関する通知において、地域支え合い体制づくり事業を活用し、東日本大震災における仮設住宅を整備する際には、高齢者や障害者に配慮した仕様など、ニーズに応じた仮設住宅（グループホーム型仮設住宅）の整備に配慮（注3）するよう関係都道府県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟及び長野）に要請している。

調査対象とした宮城県では、平成 24 年 3 月末現在、県内の 265 か所の仮設集会所のうち 25 か所にサポート機能として、ケア対応入浴設備を設置している。

同県では、これらの入浴設備について、仮設住宅に設置されている浴室では浴槽が高い位置にあるなど、高齢者や障害者が利用しづらいことが想定されたことから、介護保険の適用の有無にかかわらず、仮設住宅の入居者が簡易なデイケアとして利用できるよう地域支え合い体制づくり事業を利用して整備したものである。

（注3）住宅の概要（設備のイメージ）：浴室、台所、共同生活スペース（居間、食堂など）、管理室を整備。

イ 仮設住宅入居高齢者の支援の状況

調査対象とした宮城県においては、平成 24 年 4 月現在、13 市町に合計 50 か所のサポート拠点が設置されており、仮設住宅等に入居している高齢者等に対する巡回・訪問活動や総合相談・生活支援等を行うこととしている。

今回、このうち、3 市町村を抽出し、それぞれ 2 か所のサポート拠点（合計 6 か所）について、仮設住宅に入居している高齢者等の支援状況をみると、以下の状況となっていた。

(7) サポート拠点における高齢者等の支援状況

a 巡回・訪問の実施状況

調査対象 3 市町村の 6 サポート拠点について、日常の見守りや声掛け、総合相談の受付として実施されている仮設住宅に入居している高齢者等に対する巡回・訪問の実施状況をみると、次のような状況となっていた。

(a) 巡回・訪問の実施状況

6 サポート拠点における平成 23 年度の巡回・訪問の実施状況をみると、ほぼ毎日、サポート対象世帯の全てを対象に巡回・訪問を実施しているものがある一方で、対象世帯数に対する 1 日当たりの巡回等の実施率が、1%未満であるものがあるなど、活動実績が低調なサポート拠点があつた。

(b) 活動実績が低調なサポート拠点が生じている理由

6 サポート拠点について、巡回等の実施方針をみると、1 日に全世帯を巡回するとしているものがある一方で、何世帯を訪問するかは定めていないものもあるなど、そもそも巡回・訪問の実施方針がそれぞれ異なってお

表 1 - (4) - ③

表 1 - (4) - ④

表 1 - (4) - ⑤

り、また、巡回・訪問の実施体制についても、職員1人当たりの受持ち世帯数に最大で3倍の較差が生じるなどの状況であった。

(c) 巡回・訪問の実施頻度を増加させる必要性

サポート拠点による巡回・訪問は、高齢者の孤立化を防止するための日常の見守りや声掛け、相談の受け付けなどを目的として行われるものであり、また、当省が仮設住宅に入居している高齢者を対象に行った意識調査において、社会活動への参加が低調な者や生活上の不安や問題を相談する相手がいないとする者など、社会的な孤立のリスクが高い者が少なからずみられることから（詳細は、後述(ウ)参照）、巡回・訪問の実施方針の見直しや担当者の採用の範囲を広げるなどにより、巡回・訪問が日常的に行われるよう実施する頻度を増やすことについて、市町村等は検討する余地があると考えられる。

b 総合相談の実施状況

調査対象3市町村の6サポート拠点について、総合相談の実施状況をみると、平成23年度の相談事案の処理件数が1,000件を超えるものが1か所、200から350件程度のものが3か所、相談の記録がなく相談実績が0件となっているものが2か所となっていた。

表1-(4)-⑥

(イ) 仮設住宅における設備の有効利用

調査対象3市町村のうち、2市町村の仮設集会所に設置されている16か所のケア対応入浴設備から7設備を抽出して、開設（平成23年9月又は10月）から平成24年5月までの利用状況をみると、一度も利用されていないものが2設備、8か月間で延べ3人しか利用されていないものや設置当初の2か月は利用があったが、最近7か月は全く利用されていないものが2設備みられるなど、4設備（57.1%）が有効に利用されていない状況であった。

表1-(4)-⑦

当該4設備を設置した2市区町村では、有効に利用されていない理由について、利用の促進まで手が回らなかった、バリアフリー申請すれば仮設住宅の浴室を短期に改修できる状況にあり、あえて仮設集会所の入浴設備の利用を勧めなかったなどとしている。

(ウ) 仮設住宅に入居している高齢者に対する意識調査

高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯等については、社会的に孤立するリスクが高く、特に、仮設住宅の入居者については、いまだ先が見えないことによる不安やストレスから部屋に閉じこもるなど、そのリスクは更に高まると考えられる。

調査対象3市町村について、それぞれ3か所の仮設住宅を抽出（合計9仮設住宅）し、合計85人の居住者（高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯から1仮設住宅当たり10人程度を抽出）について、社会的孤立に係る意識調査を行ったところ、次のような状況となっていた。

a 近隣住民等との関わり合いや生活上の不安の解消等

日常生活における家族や近隣住民等との交流頻度を調査したところ、家族や友人、御近所のいずれかと「週に2～3回」は交流（会う又は電話）している者が84人（98.8%）となっているが、その一方で、社会活動への参加状況を調査したところ、「参加しない」としている者が14人（16.5%）、「参加は年に1回以下」としている者が15人（17.6%）となっており、合わせて29人（34.1%）の活動が低調となっていた。また、生活上の不安や問題を相談する相手がいないとしている者が6人（7.1%）となっていた。

表1-(4)-⑧

b 孤立化を防止するための対応を求める意見

また、緊急時に備えた対応の充実（緊急通報システムの設置など）や、コミュニケーションの充実（旧町内会等の以前からの知り合いをできるだけまとめて同じ仮設住宅等へ入居させることや、サポート拠点の職員及び近隣住民によるこまめな声掛けを行うことなど）を求める者がそれぞれ3割程度あるなど、孤立化を防止するための対応を求める意見が聴かれた。

表1-(4)-⑨

(I) 仮設住宅における孤立防止対策の推進等の必要性

調査対象3市町村の6サポート拠点においては、仮設住宅に入居している高齢者等に対する支援の中心である巡回・訪問、総合相談の実績が低調となっているものがあるが、東日本大震災の被災者支援は国の重要政策であり、同種の事業において、サポート拠点ごとの支援が的確に行われるよう十分配慮する必要がある。

また、当省が意識調査を行った高齢者の中には、社会活動への参加が低調な者や生活上の不安や問題を相談する相手がいないとする者など、今後、孤立するリスクが高い者が少なからずみられ、孤立化を防止するための対応を求める意見も聴かれた。

これらのことから、仮設住宅に入居している高齢者等が孤立することなく安心して生活できるよう、今回、当省が指摘した支援事業や設備に限定することなく、サポート拠点による支援実績や設備の利用状況を、道県が市町村と連携しつつ、定期的に点検・把握し、必要な措置を講ずることにより、被災者支援を推進していく必要性が認められる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、仮設住宅に入居し、生活上の不安や問題を抱え、孤立化の防止を求めている高齢者に十分に配慮した支援を推進するため、サポート拠点ごとに必要な被災者支援が的確に行われるよう、道県と市町村が連携しつつ、より一層、きめ細かな対応をとるよう指導する必要がある。

表1-(4)-① 応急仮設住宅地域における高齢者等のサポート拠点等の設置について（平成23年4月19日付け厚生労働省老健局事務連絡）（抜粋）

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービス等の確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地において応急仮設住宅の建設・入居が始まっているところですが、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるためには、応急仮設住宅地域に、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービスを提供するため、以下のような機能を有するサポート拠点等を設置することが有効と考えられます。

このような観点から、貴県における応急仮設住宅の建設計画の策定に当たっては、このようなサポート拠点等を積極的に整備されるよう、建設部局と連携し、必要な対応をお願いいたします。

（略）

【高齢者等のサポート拠点に必要と考えられる機能（例）】

- ・総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（L S A）の配置等）
- ・デイサービス
- ・居宅サービス等（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等）
- ・配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
- ・高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流スペース

表1-(4)-② 巡回・訪問や総合相談支援を実施する訪問支援員等の人件費

巡回・訪問や総合相談支援を実施する訪問支援員、ライフサポートアドバイザー、相談支援専門員等の人件費については、地域支え合い体制づくり事業のほか、

i 緊急雇用創出事業

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域）の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となって雇用を支援

ii 社会的包摂・「絆」再生事業における地域コミュニティ復興支援事業

被災者（特に高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層など）が地域において「絆」やつながりを持ち続けることができるよう i) 住民ニーズの把握、交流場所などのサービス提供、ii) 見守り等の支援体制の構築、iii) 関係者間[自治体・自治会・社会福祉協議会等の総合調整を柱とした取組を一体的に実施

などからも支出されている。

（注） 当省の調査結果による。

表 1-(4)-③ 宮城県内におけるサポート拠点の概要

市町村	設置 個所 数	名称	開設年月 日	サービス内容									
				総合 相談 支援	デイ サー ビス	在宅 介護 支援	居 宅 サ ー ビ ス	診 療 機 能	配 食 サ ー ビ ス	生 活 支 援 サ ー ビ ス	地 域 交 流 サ ロ ン	心 の 相 談 窓 口	そ の 他
気仙沼市	4	気仙沼地区サポートセンター	平成 23.11.28	○							○	○	
		本吉地区サポートセンター	23.11.22	○							○	○	
		唐桑地区サポートセンター	23.11.24	○							○	○	
		一関地区サポートセンター	23.11.18	○							○	○	
南三陸町	7	被災者生活支援センター	23.7.19	○						○	○	○	
		戸倉サテライトセンター	23.8.1	○						○	○	○	
		入谷サテライトセンター	23.8.1	○						○	○	○	
		志津川サテライトセンター	23.8.1	○						○	○	○	
		歌津サテライトセンター	23.8.1	○						○	○	○	
		南方サテライトセンター	23.8.1	○						○	○	○	
		横山サテライトセンター	23.8.1	○						○	○	○	
石巻市	15	開成ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		大橋ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		ささえあい総括センター	23.10.3	○							○	○	
		蛇田ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		万石ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		大森ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		雄勝ささえあい拠点センター	23.11.21	○							○	○	
		河北ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		河南ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		桃生ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		北上ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		牡鹿ささえあい拠点センター	23.10.3	○							○	○	
		からころステーション	23.10.17	○								○	
		在宅被災世帯サポートセンター	23.12.5	○							○	○	
		カーシェアリング・コミュニティセンター	24.2.20							○			
東松島市	4	東松島市被災者中央サポートセンター	23.10.11	○						○	○		
		矢本西被災者サポートセンター	23.10.11	○						○	○		
		矢本東被災者サポートセンター	23.10.11	○						○	○		
		鳴瀬被災者サポートセンター	23.10.11	○						○	○		

女川町	8	こころとからだとくらしの相談センター	23.11.1	○							○	○	
		第一小学校仮設集会所	23.11.1	○							○	○	
		旭ヶ丘集会所	23.11.1	○							○	○	
		勤労青少年センター	23.11.1	○							○	○	
		清水仮設集会所	23.11.1	○							○	○	
		多目的運動場仮設集会所	23.11.1	○							○	○	
		野球場仮設集会所	23.11.1	○							○	○	
		石巻バイパス仮設集会所	23.11.1	○				○			○	○	
多賀城市	2	社会福祉課	23.7.11	○							○	○	
		復興支え合いセンター	23.7.11	○							○	○	
塩竈市	1	塩竈市ふれあいサポートセンター	23.10.1	○							○	○	
七ヶ浜町	1	仮設住宅サポートセンター	23.7.1	○							○		○
名取市	1	どっと、なとり（名取市サポートセンター）	24.1.4	○									
岩沼市	1	里の杜サポートセンター	23.7.1	○									○
亘理町	1	亘理町サポートセンター	23.10.1	○							○	○	○
山元町	1	山元町地域サポートセンター	23.10.1	○	○				○		○	○	
仙台市	4	あすと長町 26 街区応急仮設集会所	23.11.1	○							○		○
		中核支えあいセンター	23.12.1										○
		松涛館	23.8.1										○
		潮音荘	23.8.1										○
合計	50			47	1	0	0	1	1	12	43	38	7

- (注) 1 宮城県の提出資料に基づき、当省が作成した。
2 平成 24 年 4 月現在の数値を示す。
3 サービス内容の○印は実施していることを示す。
4 その他は、住宅設備メンテナンス、自治会サポート、健康づくり教室、就業支援等である。

表 1-(4)-④ 調査対象サポート拠点における巡回・訪問の実施状況

3市町村6サポート拠点における1日当たりの巡回・訪問の実施世帯数（平成23年度実績。以下同じ。）をみると、1市町村2サポート拠点においては、それぞれ795.9世帯と862.0世帯で、サポート対象世帯数に対する実施率は、前者が92.1%（795.9世帯／864世帯）、後者が102.3%（862.0世帯／843世帯）となっており、ほぼ毎日、サポート対象世帯の全てを対象に巡回・訪問が実施されている。

しかし、別の1市町村2サポート拠点の1日当たりの巡回・訪問の実施世帯数は、それぞれ94.4世帯と65.8世帯で、サポート対象世帯数に対する実施率は、前者が18.1%（94.4世帯／522世帯）、後者が11.4%（65.8世帯／575世帯）と低調となっている。

さらに、別の1市町村2サポート拠点においては、巡回を実施しておらず、訪問のみ実施しているが、1日当たりの巡回・訪問の実施世帯数は、それぞれ2.4世帯と1.9世帯で、サポート対象世帯数に対する実施率は、前者が0.7%（2.4世帯／337世帯）、後者が0.3%（1.9世帯／560世帯）で、ほとんど実施されていないなど、3市町村の活動実績に大きな較差が認められる。

表 3市町村6サポート拠点における巡回・訪問実績（単位：世帯、%）

区分	対象世帯数 (A)	巡回・訪問の実績		サポート対象世帯数に対する実施率(1日) (C)／(A)
		23年度 (B)	1日 当たり (C)	
①	864	95,512	795.9	92.1
	843	103,445	862.0	102.3
②	522	11,323	94.4	18.1
	575	7,895	65.8	11.4
③	337	239	2.4	0.7
	560	185	1.9	0.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 区分①及び②については、巡回実績及び訪問実績の合計値を計上している。区分③については、巡回を実施していないため、訪問実績のみを計上している。

3 1日当たりの巡回・訪問の実績（(C)）は、平成23年度実績（(B)）の数値を「稼働日数（1月当たり20日に設定）×対象月」で除した数値である。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑤ 調査対象サポート拠点における巡回・訪問活動実績に較差が生じている理由

巡回・訪問の実施方針をみると、3市町村6サポート拠点のうち、1市町村2サポート拠点は1日に全世帯を巡回する（訪問については定めなし）としている。

しかし、別の1市町村2サポート拠点においては、1日に50世帯から100世帯を巡回する（訪問については定めなし）としており、更に別の1市町村2サポート拠点においては、何世帯を訪問するかは定めていないとするなど、そもそも巡回・訪問の実施方針がそれぞれ異なっている。

表 3市町村6サポート拠点における巡回・訪問の実施方針

区分	実施方針	
	1日の巡回世帯数	1日の訪問世帯数
①	全世帯	定めなし（訪問希望、入居者の状態により変動）
	全世帯	定めなし（訪問希望、入居者の状態により変動）
②	50～100世帯	定めなし（面会時間等により変動）
	50～100世帯	定めなし（面会時間等により変動）
③		定めなし（多いときで6～7人が限度）
		定めなし（見回りの中で必要な人に声をかける）

また、巡回・訪問の実施体制をみると、2市町村4サポート拠点については、担当者数は8人乃至17人で、これを職員1人当たりの受け持ち世帯数に換算すると最少52.2世帯乃至最大72.0世帯となっているのに対し、別の1市町村2サポート拠点の担当者数はそれぞれ3人で、職員1人当たりの受け持ち世帯数は112.3世帯及び186.7世帯となっており、最大で3倍の較差が生じるなど、実施体制が十分なものとなっていない。

巡回・訪問の担当者数が3人となっている市町村では、医療とのつながりができる人を配置する観点から、全て看護師を採用する予定のところ、十分な人数が確保できなかったとしており、このため、同市町村の2サポート拠点においては、サポート対象世帯の全てを対象とした訪問は、これまで入居時の1度しか実施されていない状況となっている。

表 3 市町村6サポート拠点における巡回・訪問の実施体制 (単位：人、世帯)

区分	対象世帯 (A)	巡回・訪問の担当者数 (B)	1人当たりの受け持ち 世帯数(C) ((A) / (B))
①	864	17	50.8
	843	12	70.3
②	522	10	52.2
	575	8	71.9
③	337	3	112.3
	560	3	186.7

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑥ 調査対象サポート拠点における総合相談の実施状況

3市町村の6サポート拠点について、平成23年度における総合相談の実績をみると、1市町村の2サポート拠点は、1,090件（1月当たり181.7件）と295件（1月当たり49.2件）、別の1市町村の2サポート拠点は、209件（1月当たり34.8件）と348件（1月当たり58.0件）の相談事案を処理している。

しかし、さらに別の1市町村の2サポート拠点については、相談案件として処理されたものではなく、いずれも実績は0件となっている。なお、本調査における件数は、相談事案を記録しているもののみを計上している。

相談案件として処理した実績がない1市町村2サポート拠点では、訪問活動を行っている担当者が、総合相談業務を行っているが、前述した事例のとおり、入居者に対する訪問活動が相対的に不足していることから、相談案件の掘り起しが十分なものとなっておらず、また、2サポート拠点には、専用の相談室が設置されていないなど、入居者の利便性が確保されていないことも、相談の処理実績が低調な要因であるとみられる。

表 3市町村6サポート拠点における総合相談の処理実績

(単位：件)

区分	相談処理実績（23年度）		備考
	年度実績	1月当たり実績	
①	1,090	181.7	参考数値
	295	49.2	
②	209	34.8	
	348	58.0	
③	0	0	
	0	0	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 相談処理実績（平成23年度）の対象となる期間は、区分①及び②の4サポート拠点については平成23年10月から24年3月までの6か月間、区分③の2サポート拠点については23年11月から24年3月までの5か月間である。

3 1月当たりの処理実績は、23年度実績の数値を対象月で除した数値である。

4 区分①の1サポート拠点については、巡回・訪問において、面会した者の人数（1,090人）をそのまま相談件数としており、実際の相談処理実績よりも過大となっていることから、参考数値として計上している。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-⑦ 2市町村の仮設集会所に設置されている入浴設備の利用状況

調査対象とした入浴設備は、仮設住宅に設置されている入浴設備では浴槽が高い位置にある等の理由により、高齢者や障害者などが利用しづらい状況が想定されたことなどから、介護保険の適用の有無に関わらず、仮設住宅の入居者が簡易なデイケアとして利用できるよう、地域支え合い体制づくり事業を活用して整備されたものである。

しかしながら、2市町村の仮設集会所に整備されている7か所の入浴設備について、開設（平成23年9月又は10月）から平成24年5月までの利用状況を調査したところ、一度も利用されていないものが2設備、8か月間で延べ3人にしか利用されていないものが1設備みられた。

また、1設備については、延べ240人が利用しているが、その内訳をみると、2家族8人が30日間（延べ240人）入浴し、1家族4人が20日間（延べ80人）入浴したものであり、利用は3家族と限定的なものとなっている。また、前者は開設から1か月目、後者は2か月目において利用されたものであり、その後の7か月間は一度も利用されていない。

このように、調査した7設備のうち、4設備（57.1%）については、その利用が低調となっている。

上記の2市町村では、利用が低調なことについて、そこまで手が回らなかった、バリアフリー申請すれば仮設住宅の浴室を短期に改修できる状況にあり、あえて仮設集会所の入浴設備の利用をすすめなかったなどとしており、利用が低調な設備については、有効活用が図られるよう検討するなどとしており、宮城県では、今後の対応について、せっかくの設備が利用されていないとすれば、市町村に対し、その有効活用について改めて要請するとしている。

表 2市町村の仮設集会所に整備されている7入浴設備の利用状況

（単位：件、人）

区 分	平成 23 年度							平成 24 年度		合計	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
①	件数	—	0	12	16	10	13	9	7	8	75
	人数	—	0	24	32	20	26	18	14	16	150
	件数	—	11	3	4	4	3	4	2	3	34
	人数	—	22	6	8	8	5	8	4	6	67
	件数	—	5	8	5	6	7	6	8	4	49
	人数	—	5	8	5	6	7	6	8	4	49
	件数	—	0	0	0	0	3	0	0	0	3
	人数	—	0	0	0	0	3	0	0	0	3
	件数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	件数	60	20	0	0	0	0	0	0	0	80
	人数	240	80	0	0	0	0	0	0	0	320
	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注） 1 当局の調査結果による。

2 件数及び人数は、いずれも延べ数である。

3 区分①の5仮設集会所は、平成23年10月から開設されている。

（注） 当省の調査結果による。

表1-(4)-⑧ 近隣住民等との関わり合いや生活上の不安の解消等に関する意識調査結果

意識調査の対象とした85人の居住者について、日常生活における家族や近隣住民等との交流頻度を調査したところ、家族や友人、近所のいずれかと「週に2～3回」は交流（会う又は電話）するとしている者が84人（98.8%）みられる。

しかし、その一方で、社会活動への参加状況については、「参加しない」としている者が14人（16.5%）、「参加は年に1回以下」としている者が15人（17.6%）おり、併せて29人（34.1%）の活動が低調となっている。

また、相談相手の有無については、「生活上の不安や問題を相談する相手がいない」としている者が6人（7.1%）みられる。

さらに、通院の利便性については、現在、通院している76人のうち、「不便を感じる」としている者が14人（18.4%）、買い物の利便性については、「不便を感じる」としている者が13人（17.1%）みられる。

（注） 当省の調査結果による。

表1-(4)-⑨ 孤立化を防止するための対応を求める意見

区 分	意見の内容（主なもの）	人数 (割合)
緊急時に備えた対応の 充実を求める意見	一人暮らしのため不安であり、緊急通報システムの設置など、緊急時に備えた対応の充実が必要である。	31人 (36.5%)
コミュニケーションの 充実を求める意見	仮設住宅等の入居に際し、旧町内会等の以前からの知り合いをできるだけまとめて入居させてほしい。 サポート拠点及び近隣住民がこまめな声掛けを行ってほしい。	23人 (27.1%)

（注） 当省の調査結果による。